|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 16～18世紀のヨーロッパに出現した君主主権の専制的政治体制で，王権神授説を背景に，国王が官僚制と常備軍を備えたものを何というか。絶対主義・絶対君主制ともいう。 |  |
| ２ | ヨーロッパ近代初頭に，絶対王政の君主権力を正当化する目的で主張された，国家の権威は神から授与されたものであると説く考えを何というか。 |  |
| ３ | 王権神授説の代表的理論家として，『家父長権論』を書いたイギリスの政治思想家と，ルイ14世の師であるフランスの司教は，それぞれ誰か。 |  |
| ４ | 17～18世紀に欧米における市民の実力の上昇にともなって，国王の専制政治に対する民衆による社会改革が展開されたが，これを総称して何というか。 |  |
| ５ | 1642年，イギリスでチャールズ1世の専制を打倒し，クロムウェルを中心とする共和制が成立した革命を何というか。 |  |
| ６ | 古代ギリシアのデモス（人民）とクラティア（統治）を語源とする，全人民の主体的政治参加，人民による自発的秩序形成の実現をめざす政治を何というか。 |  |
| ７ | 単独者または特定の集団に権力を集中しながらも，何らかの形で大衆の支持のもとに支配する政治を何というか。 |  |
| ８ | 国の元首が国民の直接または間接選挙によって選ばれる国家形態を何というか。 |  |
| ９ | 世襲の単独の首長により統治される国家形態を何というか。 |  |
| １０ | 各個人の自由意思によって相互に結んだ契約に，社会および国家の起源と本質を求めようとする政治思想を何というか。 |  |
| １１ | 社会契約説の論理的前提とされる国家状態ないし社会状態に先立つ状態を何というか。 |  |
| １２ | 自然法によって，あるいは人間が人間であることによってもっているとされる諸権利を何というか。 |  |
| １３ | 著書『リヴァイアサン』において，自然状態では自己保存の権利を有するがゆえに「万人の万人に対する闘争」になるとし，契約による主権者への自然権の譲渡を説いたイギリスの政治家は誰か。 |  |
| １４ | 著書『市民政府二論（統治二論）』において，自然状態では自然権の保障が不十分であるがゆえに，これを確実ならしめるために契約によって自然権の一部を信託して政府を樹立する，と説いたイギリスの政治思想家は誰か。 |  |
| １５ | ロックが，保障すべき自然権に身体と生活資料をも含めたため，生命・自由とともに自然権（所有権）の内容とされたものは何か。 |  |
| １６ | ロックが，契約によって設立させた政府が信託に違反した場合，市民がいつでも契約を撤回できるとした権利を何というか。 |  |
| １７ | 文明社会の不平等や頹廃を批判し，その著書『社会契約論』で全人民の契約に基づく新たな社会状態を描き出し，一般意思によって人民主権の理念を基礎づけた18世紀のフランスの啓蒙思想家は誰か。 |  |
| １８ | ルソーの政治理論の基礎概念で，私的利害をもつ個々人の意思（特殊意思）の総和である全体意思ではなく，共通の利益だけを志向する全人民の意思で，主権の根拠をなすとされるものは何か。 |  |
| １９ | ルソーが，契約によって創設された国家を導くのは総体としての人民そのものの意思であるとして，主権の譲渡や分割を否定し，直接民主制を主張する根拠となったものは何か。 |  |
| ２０ | 19世紀中期のアメリカ合衆国大統領で「人民の，人民による，人民のための政治（統治）」という有名な言葉を残し，民主主義の発展に寄与した人物は誰か。 |  |
| ２１ | 人間が人間として当然に有し，何人においてもこれを侵すことができない権利を何というか。 |  |
| ２２ | 名誉革命後の1689年，国王が議会の同意なしに課税したり，法律の停止を行ったりしてはならないことを規定した法律を何というか。 |  |
| ２３ | 1776年，アメリカ独立当初の13州の一つの州で制定された，自然法思想に基づく最初の権利の章典は何か。 |  |
| ２４ | フランス革命中の1789年，基本的人権が何人によっても侵すことができない人間固有の権利であることを明確にし，その尊重を主張した宣言を何というか。 |  |
| ２５ | 国家のあり方を最終的に決定する権力（主権）は国民にあるという考え方を何というか。 |  |
| ２６ | アメリカ独立戦争中の1776年，ロックの思想を背景に自然権，国民主権，抵抗権などの考え方を含み，イギリスからの独立を明らかにした宣言を何というか。 |  |
| ２７ | 権力を機能的あるいは地域的に分立させて，権力の濫用を抑制しようとする理論および制度を何というか。 |  |
| ２８ | 権力分立の原理に従って，国家権力を立法権，行政権，司法権に分け，おのおの独立した機関が分担し，権力の濫用を防止して，国民の人権を保障しようとするしくみを何というか。 |  |
| ２９ | 著書『法の精神』において，国家権力を立法，執行，司法の三権に分け，相互間の抑制と均衡（チェック-アンド-バランス）により権力の濫用が阻止されると説いたのは誰か。 |  |
| ３０ | 権力者による恣意的支配（人の支配）を排し，権力者といえども自然法および国法の支配に服さねばならないとする，中世以来のイギリス法の原理を何というか。 |  |
| ３１ | 1215年，イギリス国王ジョンが，封建貴族の要求を入れて王がみだりに貴族の権益を侵さないことを約束した文書で，王といえども法に従うという原則が規定され「法の支配」の萌芽とされるものは何か。 |  |
| ３２ | 17世紀前半，絶対王政との抗争のなかで，国王に対しても法の優位を説き，「法の支配」の確立に努めた裁判官は誰か。 |  |
| ３３ | 「国王はいかなる人の下にも立たないが，神と法の下にある」という言葉がコークによって引用された，13世紀の裁判官は誰か。 |  |
| ３４ | 11世紀以降の中世イギリスで，地方的慣習法に対する一般的慣習法の意味で，国王裁判所が形成した判例法を何というか。 |  |
| ３５ | 国民の信託を受けた議会こそ政治運営の主体であるべきだという議会主権を説き，「法の支配」の原則を適応して憲法の体系化を図ったイギリスの憲法学者は誰か。 |  |
| ３６ | 19世紀ドイツで発展した考えで，人権保障の目的よりも形式的に，公権力の行使はすべて議会で制定した法律に基づかなければならないとする考えを何というか。 |  |
| ３７ | 法治主義では，明示された法律があれば人権も制限しうるとされるが，そうした例として1933年にナチスが制定した政府に立法権を与えた法律は何か。 |  |
| ３８ | 国民が自ら直接に国家意思の決定と執行に参加する民主制の形態で，わが国の憲法でも，国民投票，国民審査，住民投票などの制度として採用されているものを何というか。 |  |
| ３９ | 国民がその代表者を選出し，選出された代表者が立法・行政などの政治を行う制度を何というか。 |  |
| ４０ | 国民の代表者が議会を構成して，議会を通じて国民の意思の実現をめざす間接民主制の理念を示す言葉は何か。 |  |
| ４１ | 十分な討論と少数意見の尊重を前提として，評決に際して多数意見をもって論議に決着を与える原理を何というか。 |  |